

一般社団法人 全国居住支援法人協議会

2023年度 要望書（政策提言）

2023年12月26日

一般社団法人 全国居住支援法人協議会

* 国土交通省、厚生労働省、法務省への共通した要望

① 「中間とりまとめ」の具現化に伴う三省連携した住宅セーフティネット法の改正への着手と共管法の整備

「住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会」（以下「あり方検討会」という。）の中間まとめが12月5日の第5回検討会で示されたが、ここで提示された「今後の取り組み（検討事項）」の具現化に向けた施策の整備を強く要望する。特に、住宅確保要配慮者の対象者は「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」で示されているように広範囲にわたっている。また、現時点で住まいに不安がなかったとしても、将来的に住宅確保要配慮者に該当する可能性のある人もたくさんいる。2030年に800万世帯数が見込まれる単身高齢者世帯は、まさに予備軍といっても過言ではない。このような状況も踏まえ、住宅セーフティネットに関する施策は国土交通省・厚生労働省・法務省の三省がさらに連携して進めるとともに、住宅セーフティネット自体を「住まいの社会保障」として位置づけ、省庁を跨ぎ横串で対応すべきである。居住支援は長期的な視点で取り組むことが必要であり、そのため将来的には「住まい保障基本法（仮称）」などの理念法を制定し、三省庁による共管法として取り組むべきである。

② 自治体が設置する居住支援協議会の設置数の推進と庁内連携（質）の強化

自治体が設置する居住支援協議会は、国が定める住生活基本計画の中で令和12年までに市区町村の人口カバー率で50%の達成をめざしている。全居協が国土交通省の補助事業として取

り組んでいる居住支援法人向けの地域ネットワークリーダー研修会や居住支援法人設立・運営アドバイス事業でも、居住支援の推進には行政、不動産、福祉、その他関連団体による地域間でのネットワークづくりが求められており、自治体単位での居住支援協議会の設置が必要不可欠である。早急な整備の推進を要望する。

特に、自治体単位での居住支援協議会設立を推進する際には、福祉部局等の関連部署の関与を強めるべきである。自治体での庁内連携の強化を推進するとともに、重層的支援体制整備事業や地域支援事業における包括的支援事業・生活支援体制整備事業（協議体や生活支援コーディネーター等）との連携も検討すべきである。

③ 広域における居住支援ネットワークの構築

前項のとおり、市区町村における居住支援協議会の設立が極めて重要であるが、そこに至る過程として、現時点においては、都道府県単位等ある程度広域における居住支援ネットワークの構築が重要である。こうした居住支援ネットワークは、宮城県、千葉県、福井県、福岡県、熊本県、鹿児島県等においてすでに組織され活発に活動を行っており、居住支援法人どうしの連携及び行政と居住支援法人の連携が深まり、居住支援法人による支援の質が向上し、地域の居住支援全般が充実・発展するといった効果をもたらしており、ひいては市区町村における居住支援協議会の設立にもつながっていくものと期待される。

都道府県及び都道府県居住支援協議会は、こうした広域における居住支援ネットワークの構築に関する取組みを強化すべきであるとともに、国はこうした取組みを後押しすべきである。

④ 専門職の配置や人材育成の強化

あり方検討会における中間とりまとめの中で「一人一人の様々な状況・課題に合わせた必要な支援を適切にコーディネートするための体制」と謳われているが、そのためには専門的知識を持つ人材の育成が必要である。特に、居住支援に関する相談対応については不動産と福祉の両方の知識が求められることが多く、ここに特化した研修・資格制度の創設を検討すべきである。また、居住支援に関連する相談機関や専門職種（介護支援専門員、自立相談支援相談員、生活支援コーディネーター、保護司等）に対する居住支援の研修の実施も早期に実現すべきである。

⑤ 「あり方検討会」におけるとりまとめ後の定期的な見直し

今回の「あり方検討会」での協議で住宅セーフティネット制度の改正が終わりではなく、今後も実施施策の定期的な点検・見直しを行うべきである。最終まとめを提示する際には、3年後、もしくは5年後の見直しを位置付けるべきである。

1. 国土交通省への要望

① 居住支援における自治体の責務の明確化と居住支援法人の整備推進

全自治体で住宅確保要配慮者が安心して居住支援を受けられる環境整備を早急に進めることを要望する。このためには、居住支援の推進に対する自治体の責任の明確化が重要である。自治体が策定する住生活基本計画の中でも住宅セーフティネットの積極的な推進が位置づけられるよう、国からの働きかけも要望する。

また、この一環として自治体単位での居住支援協議会の設置とともに、居住支援法人の整備にも力を入れるべきである。居住支援法人の指定状況を見ると、都道府県ごとに差が激しい状況である。また、居住支援自体の認知度が低い自治体も多く、住宅確保要配慮者への支援体制が十分とはいえない状況が散見される。居住支援法人の整備も、国や自治体が責任をもって進めるべきである。

② 居住支援対象者の数量的な規模の明確化

住宅確保要配慮者の定義は法の中で示されているが、「低額所得者」「高齢者」などの属性が記されているのみで、その中で実際に居住支援を必要とする者がどの程度存在するか、その具体的な数量データは示されていない。今年度推計調査の実施に着手しているが、単年度の調査で終わることではなく、継続的な分析を要望する。

③ セーフティネット住宅の基準見直し

現在のセーフティネット住宅（登録住宅）の整備は、国が示した目標を大幅に超える登録数となったが、入居中で活用できなかつたり、要配慮者が負担できる家賃よりも高い場合も多くあ

り、活用状況については疑問が残る状況である。登録推進の目的と実際の活用状況に大きなギャップがあるのは明らかである。セーフティネット住宅の登録目的を見直すとともに、住宅確保要配慮者が入居した後も見守りや生活支援サービスを受けられる「支援付き住宅（サポート付き住宅）」や、居住支援法人がサブリース等で提供する支援付き住宅も登録住宅として位置づけるなど、現状に合わせて柔軟に改正するとともに整備目標を掲げて推進することを要望する。

④ 家賃低廉化の推進や低廉な家賃市場の形成(再掲)

セーフティネット住宅の基準は低賃料に配慮すべきである。自治体が策定する賃貸住宅供給促進計画の中での基準緩和や家賃低廉化施策の強化も含め、低廉な家賃の市場形成を国と自治体が連携してすすめるべきである。特に、住宅確保要配慮者に必要な登録住宅の数や家賃低廉住宅数を含めた民間住宅市場の実態調査（家賃帯ごとの供給数、供給されている住戸の質等も含む）に自治体は取り組むべきである。

⑤ 居住支援法人の活動推進のための補助金の見直しと期間延長

今回の「あり方検討会」では居住支援法人の収支状況に関する調査結果が示され、52.6%が赤字経営であることが報告されている。住宅セーフティネット法が改正されて6年経つが、居住支援事業の経営基盤が成り立っていないことが証明されただけでなく、現在の補助金が減額・廃止となれば、居住支援法人の大半が事業継続を断念せざるを得ない事態となることが明らかになった。持続可能な居住支援体制を構築するためには、補助金頼みの制度設計を求めるものではないが、住宅セーフティネット法の精神と住宅確保要配慮者の特性に考慮した居住支援を考えると、公的な支援は少なからず必要である。居住支援法人に対する補助金は令和6年度までの期限付きとされているが、居住支援法人の活動推進のためにも、現行の補助金の見直しや期間延長を要望する。

⑥ 研修や支援体制の充実と居住支援協議会を中心としたネットワークの形成

居住支援法人の活動推進のためには、今後も継続した研修や支援体制が求められるところである。生活支援サービスの確立、死後事務委任・残置物対応、支援付き住宅やサブリースモデルの普及、地域ネットワークの構築など、居住支援における現状課題は数多く、定期的な研修会

の開催やネットワーク構築のための支援は必要不可欠である。また、国土交通省は伴走支援事業として自治体単位の居住支援協議会の設立を支援しているが、設立後の運営体制の確立に向けた支援も必要である。現在構築中の居住支援協議会や居住支援法人の事業活動が充実するよう、研修の実施や支援体制の強化を図るべきである。

⑦ 公営住宅やUR物件のサブリース活用の検討と推進

④でも示したが、低廉家賃市場の整備の一環として、空き家状態となっている公営住宅での居住支援活用を真剣に検討すべきである。現在、尼崎市では、新規入居を止めた市営住宅を目的外利用として居住支援法人等にサブリースとして提供する仕組みが進んでいる。このような取り組みを全国的に広げるべきである。また、公営住宅だけでなく、UR物件の有効活用も検討すべきである。

2.厚生労働省への要望

① 単身高齢者の居住支援に向けた施策の検討・実施

「あり方検討会」の中で、2030年における単身の高齢者は800万世帯に迫る見通しであることが報告され、また、持ち家率の低下に関するデータも示されている。これは、単身高齢者に対する居住支援施策の重要性を示すものである。高齢者は、病気や要介護状態など心身的な理由で転居が必要となったり、健康な状態であっても住まいの老朽化による建て替えによって転居を迫られたりすることもある。特に、単身高齢者には支援者の存在が重要である。精神障害施策では「居住支援連携体制加算」が設けられているが、単身高齢者に対しても居住支援に関する施策を検討・実施すべきである。

② 地域共生社会づくりにおける「居住支援」の位置づけの明確化(再掲)

地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制として、令和3年4月より重層的支援体制整備事業が施行され、現在、様々な自治体が創意工夫しながらの取り組みが始まっている。この地

域共生社会の実現に、居住支援は重要な役割を担っている。重層的支援体制整備事業の中に居住支援の意義や役割を明確に位置づけ、これに伴う居住支援の相談体制や生活支援サービスの構築についても検討すべきである。

③ 留置者に対する生活保護制度の運用改善(再掲)

現在の生活保護制度の運用では、保護者が逮捕された瞬間から生活保護が停止される。一方で、大家側からは執行猶予や起訴猶予になるかわからない状態だと退去を求めることができず、その間の賃料や水光熱費等の負債が増える傾向があり、結果的には生活保護受給者や刑余者に対する住まいの提供を難しくする要因にもつながっている。このような状況を踏まえ、留置者における保護停止については実刑確定まで等の停止時期の見直しを検討すべきである。

④ 地域居住支援事業や自立生活援助における居住支援法人の位置づけや支援期間の見直し

地域居住支援事業や自立生活援助の取り組みは、居住支援における生活支援サービスそのものであり、住まいの支援から居住支援法人が継続して取り組むことで一貫した支援にもなり得てくる。その観点から、地域居住支援事業や自立生活援助の実施主体に居住支援法人を加えることを要望する。

また、地域居住支援事業の実施期間は生活困窮者自立支援法施行規則で1年と定められているが、住宅確保要配慮者に対する支援期間としては短いと言わざるを得ない。例えば、1年ごとの更新制にするなど、支援の状況に応じて延長できる仕組みに改善すべきである。

⑤ 代理納付制度のさらなる活用(再掲)

生活保護受給者に関する家賃の代理納付制度は、大家等に対して、家賃の収納に関する安心を提供しているが、地域差もあると思われるが、代理納付の対象が家賃・共益費に限られていて、敷金・礼金等の入居時の初期費用や家賃に附随する水道代・保証料・保険料等は対象とされていない運用が見受けられる。生活保護受給者の住居の確保のために大家等に対して安心を提供する代理納付制度の趣旨からして、賃借人である生活保護受給者が住居を確保し居住を継続するにあたって必要とする支払関係については、家賃に限らず代理納付制度を活用できるようにすることを要望する。

3.法務省への要望

① 更生保護地域連携拠点事業に関する現状分析

2023年3月17日に第二次再犯防止計画が閣議決定され、更生保護地域連携拠点事業の強化が位置付けられたことは大変重要であり、刑余者に対する居住支援の強化が期待されるところである。刑余者の居住支援に関して、更生保護施設や保護観察所、保護司、地域定着支援センター等と居住支援法人との連携が重要であり、その具現化として更生保護地域連携拠点事業では旭川、さいたま、福井の3カ所の取り組みが示されている。この先駆エリアの検証とともに、今後の他地域での展開の広がりを期待する。

② 更生保護法人の居住支援事業許可(再掲)

現在の更生保護事業法の中では、更生保護法人が居住支援法人として都道府県から指定を受けるのは難しい状況であることを前年度のアドバイス事業で確認した。しかし、実際の支援のあり方として、刑余者が更生保護法人の施設を退所した後についても更生保護法人が継続して支援できることが望ましい。地域の居住支援法人等との連携も重要だが、すべての居住支援法人が刑余者に対応しているとは限らない。そのような背景も踏まえ、更生保護法人が居住支援法人の指定を取得できるよう、現行法の中での解釈の整備や対応を要望する。

以上